

参考 Web ページ コピー13

警視庁：古物営業法の解説

< <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kobutsu/kobutsu/kaisetsu.html>>

更新日：2016年3月31日

古物営業法の目的 (第1条)    許可が受けられない場合 (第4条)

古物とは (第2条第1項)    許可の取消し等 (第6条)

古物営業とは (第2条第2項)    「行商」と「営業の制限」

### 古物営業法の目的 (第1条)

古物営業法は、取引される古物の中に窃盗の被害品等が混在するおそれがあることから、盗品等の売買の防止、被害品の早期発見により窃盗その他の犯罪を防止し、被害を迅速に回復することを目的としています。

### 古物とは (第2条第1項)

一度使用された物品、新品でも使用のために取引された物品、又はこれらのものに幾分の手入れをした物品を「古物」といいます。

古物は、古物営業法施行規則により、次の13品目に分類されています。

(1) **美術品類**  
あらゆる物品について、美術的価値を有しているもの  
【例】 絵画、書、彫刻、工芸品、登録火縄銃・登録日本刀

(2) **衣類**  
繊維製品、革製品等で、主として身にまとうもの  
【例】 着物、洋服、その他の衣料品、敷物類、テーブル掛け、布団、帽子、旗

### 古物営業

- 許可・届出の確認
- 許可申請上の注意事項
- 古物営業法FAQ
- 古物商許可申請
- 古物市場主許可申請
- 古物競りあっせん業の届出
- 古物競りあっせん業の認定申請
- 非対面取引における確認の方法
- 古物営業許可関係の法令講習会について
- 古物営業法の解説

参考 Web ページ コピー14

警視庁：非対面取引における確認の方法

< <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kobutsu/kobutsu/hitaimen.html>>

更新日：2016年7月7日

インターネット利用や、FAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等を行う場合、相手が申し立てた住所、氏名等が真正なものであるか、「なりすまし」ではないか、確認する必要があります。

これを怠ると違反となり、処罰されることがありますし、盗品の処分先として利用された場合は、皆さん自身も損害を被ることがあります。

**「免許証のコピーを送ってもらう」だけの方法は、違法ですので注意してください。**

注記1 法人相手の取引であっても、法人の取引担当者の住所、氏名、年齢、職業を確認しなければなりません。

注記2 相手方から、その住所、氏名、職業、年齢の申し出を受けた上で、以下のいずれかの方法で身分確認を行わなければなりません。

- 1 相手から電子署名を行ったメールの送信を受けること。  
[電子署名・電子認証ホームページ（総務省）](#)（外部サイト）
- 2 相手から印鑑登録証明書と登録した印鑑を押印した書面の交付を受けること。  
【例】古物の買取相手から、印鑑登録証明書と登録された印鑑の押された申込書（住所、氏名、年齢、職業記載）を古物と一緒に送ってもらう。
- 3 相手に本人限定受取郵便等を送付して、その到達を確かめること。  
[本人限定受取とは（日本郵便HP）](#)（外部サイト）

同様の内容（本人確認書類により本人を確認して渡す）のものであれば、信書事業者によるサービスでも可能です。単に宛所に配達したことを証明する「簡易書留」とは異なります。

【到達を確かめる例】  
申込みを受けた相手の住所名前で本人限定受取郵便等で、

**古物営業**

- 許可・届出の確認
- 許可申請上の注意事項
- 古物営業法FAQ
- 古物商許可申請
- 古物市場主許可申請
- 古物譲りあっせん業の届出
- 古物譲りあっせん業の認定申請
- 非対面取引における確認の方法
- 古物営業許可関係の法令講習会について
- 古物営業法の解説

参考 Web ページ コピー15

公益財団法人古紙再生促進センター：平成 23 年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書

< <http://www.prpc.or.jp/menu05/linkfile/jichitaichousahoukokusho2012.1.pdf>>

